

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

許認可等の内容		栃木市藤岡遊水池会館使用料の還付
根拠法令等及び条項		栃木市藤岡遊水池会館条例第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
審査 基準	根拠条項	栃木市藤岡遊水池会館条例第10条 栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 3月29日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡遊水池会館条例抜粋 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、別に定める事由に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則抜粋 (使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第10条ただし書による利用料の還付は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 利用者の責に帰さない理由により利用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用期日前2日までに利用の取消しを申し出たとき。</p> <p>(3) 利用変更に対応の事由があると認められたとき。</p> <p>2 前項の還付を受けようとする者は、藤岡遊水池会館使用料還付申請書(別記様式第7号)を市長に提出しその承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長が前項の申請を承認したときは、藤岡遊水池会館使用料還付決定通知書(別記様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。</p>	